

○小城市プロポーザル方式実施要領

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市が発注する工事及び業務委託等（以下「業務等」という。）において実施するプロポーザル方式による随意契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務等の契約を行おうとする場合において、その性質又は目的が価格だけでの競争になじまないと判断される業務等の契約にあたり、提案書等の提出を求め、提出された提案書等の審査及び評価を行いその内容、業務等遂行能力等が最も優れている提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定し、随意契約を行う方式をいう。
- (2) 公募型 提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方法をいう。
- (3) 指名型 あらかじめ複数の提案者を指名し、提案を受ける方法をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務等
- (2) 標準的な業務の実施手続及び積算方法が定められていない業務等
- (3) 新たな技術や工法などを採用する又は先例が少ない業務等

- (4) 計画から設計又は施工まで一貫して発注する必要がある業務等
 - (5) その他市長が適当と認める業務等
- (実施方法)

第4条 プロポーザル方式の実施方法は、原則として公募型によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名型によることができる。

- (1) 対象業務等の性質又は目的が公募によることが適しないものであるとき。
- (2) 対象業務等の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が公募に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 公募に付することが不利と認められるとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(参加資格)

第5条 プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 小城市の入札参加資格審査申請受付簿に登載された者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、有資格者にかかわらず広く提案を求める必要がある場合は、参加申込の際、次に掲げる書類を提出させるものとする。

ア 履歴事項全部証明書（法人のみ、申込日前3箇月以内のもの、写し可。）

イ 身分証明書の写し（個人のみ、申込日前3箇月以内のもの、写し可。）

ウ 消費税及び地方消費税の未納がない証明書（申込日前3箇月以内のもの、写し可。）

エ 小城市税の未納がない証明書（申込日前3箇月以内のもの、写し可。）

オ 業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 財務諸表類（直近１年度のみ。）又は青色申告書等

（２） 小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。

（３） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

２ 前項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、当該業務等の内容等に応じて、別に定めるものとする。

３ 参加者は、最優秀提案者選定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

（小城市入札者指名等審査委員会による審議）

第６条 前３条の規定及び提案者の指名は、小城市入札者指名等審査委員会（以下「指名委員会」という。）において審議するものとする。

（プロポーザル選定委員会）

第７条 前条の規定によりプロポーザル方式の実施を決定したときは、厳正かつ公平に最優秀提案者を決定するため、業務等ごとにプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項を所掌する。

（１） 参加資格の審査・確認に関すること。

（２） 提案者の選定に関すること。

（３） 実施要領に関すること。

（４） 評価基準に関すること。

（５） 評価基準に基づき、提出された提案書の審査及び評価を行うこと。

（６） その他、市長が必要と認めること。

２ 選定委員会の組織は、次のとおりとする。

（１） 選定委員会は、５人以上の委員をもって構成する。

- (2) 委員には、必要により学識経験者等の職員以外の者を委員とすることができる。
 - (3) 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。
 - (4) 委員長は、会務を総括し、選定委員会を代表する。
 - (5) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 選定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。
 - 4 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
 - 5 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - 6 委員は、選定委員会で審議された内容を他に漏らしてはならない。
 - 7 選定委員会の庶務は、業務等を担当する課（以下「所管課」という。）において処理する。
 - 8 選定委員会の審議結果は、その都度市長へ報告するものとする。

（実施要領の作成）

第8条 所管課は、次に掲げる事項を定めた実施要領を作成するものとする。

- (1) 対象事業の目的、概要、予算額
- (2) 業務等の名称、内容及び履行期間
- (3) プロポーザル方式の種別
- (4) 最優秀提案者選定までのスケジュール
- (5) 公募条件、参加資格申込期間及び申込方法等
- (6) 提案書作成要領（提案書の様式、提案の内容、費用の見積、提出部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等）
- (7) 審査方法及び評価基準（評価項目、審査結果の通知等）

(8) 評価点が同点及び提案者が1者のみである場合の選定方法

(9) その他必要な事項

(公募型プロポーザル方式の実施手順)

第9条 市長は、公募型プロポーザル方式を実施する場合、前条第5号に規定する公募条件として、次に掲げる項目を定めるものとする。

(1) 参加資格条件 業種等

(2) 選定条件 提案者選定のための基準事項、実績等

(3) 参加申込及び受付 参加申込及び受付の方法、受付場所、受付期間

(4) その他提案者を公募するために必要な事項

2 市長は、公募型プロポーザル方式により最優秀提案者を選定する場合、必要事項を小城市ホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

3 市長は、公告の日の翌日から起算して、10日（小城市の休日に関する条例（平成17年小城市条例第2号）第1条に規定する市の休日及び8月13日から8月15日の期間（以下、「休日」という。）を含まない。）以上の申込期間を設けなければならない。

4 参加者は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）及び必要書類（実施要領等において指定されたもの）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）提出の前に必要に応じて説明会を開催することができる。

6 選定委員会は、提出資料に基づき、参加者の参加資格の有無について審査し、提案者を選定するものとする。

7 市長は、参加資格審査の結果をプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第2号）で通知するものとする。

8 選定委員会は、評価基準に基づき、提出書類等を審査するとともに、当該業務等に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容を確認し、必

要に応じてヒアリング又はプレゼンテーション等（以下「ヒアリング等」という。）を行い総合的に審査し、最優秀提案者を選定する。

9 市長は、選定委員会によりヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等実施通知書（様式第3号）により通知するものとする。

10 市長は、最優秀提案者を選定したときは、速やかに次に掲げる事項について、プロポーザル審査結果通知書（様式第4号）により各提案者に通知するものとする。

（1） 選定又は非選定の別

（2） 提案を採択し、最優秀提案者とした者の名称

（3） 審査結果に対する苦情の申立てに関する事項

（4） その他必要な事項

11 前項により非選定の通知を受けた者は、書面によりその理由について、通知の日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に説明を求めることができる。

（指名型プロポーザル方式の実施手順）

第10条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施する場合、第9条第1項第3号の参加申込及び受付を定めるものとする。

2 指名型プロポーザル方式における指名する者の数は3人以上とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 市長は、指名する者を選定したときは、プロポーザル指名通知書（様式第5号）及び実施要領等を指名する者に通知するものとする。

4 市長は、必要に応じて説明会を開催することができる。

5 前条第8項から第11項までの規定は、指名型プロポーザル方式の実施手順についてこれを準用する。

（評価基準）

第11条 選定委員会は、審査方法及び評価基準を定めるにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 評価項目ごとに点数化して評価し、評価順位を含む審査結果を表形式で書面に記録すること。

(2) 評価項目は、対象業務等ごとに適切に定めること。

(3) 評価項目ごとの配点は、当該業務等の内容に応じて適切に定めること。

(参加の辞退)

第12条 参加意思を表明した者又は指名された者は、書面により辞退を申し出ることができる。

2 指定された期日までに、審査に必要な書類を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(指名委員会への報告)

第13条 プロポーザル方式の最終審議結果については、指名委員会へ報告するものとする。

(結果の公表)

第14条 市長は、最優秀提案者を選定した場合には、結果を小城市ホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

(契約の締結)

第15条 市長は、選定された最優秀提案者と当該業務等の提案内容について協議を行い、あらためて見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結するものとする。

2 前項の契約に関する協議が整わない場合又は契約の締結までに最優秀提案者が参加資格要件に該当しなくなった場合は、審査結果の次点の者と順次契約に関する協議を行い、協議が整った者と随意契約の方法により契約を締結するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

プロポーザル参加表明書

年 月 日

小城市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

年 月 日付けで公告のあった、下記の業務に係るプロポーザル方式による提案書の募集について、参加したいので本書及び下記の添付書類を添えて申請します。

なお、本書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 添付書類
- 3 提出担当部署の連絡先

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

小城市長 印

プロポーザル参加資格審査結果通知書

先に申請のあった下記業務に係るプロポーザルに参加する資格について、次のとおり確認しましたので通知します。

公募日	
業務名	
参加資格の有無	
参加資格が無い と認めた理由	

参加資格が有りと通知された者は、提案書の提出を要請します。

なお、参加資格が無いと通知された者は、 年 月 日までに、その理由について説明を求めることができます。

担当部署等

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

小城市長 印

ヒアリング等実施通知書

下記業務プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしますのでご参集願います。

記

- 1 業務名
- 2 実施日時 年 月 日 時 分から
- 3 実施場所
- 4 出席者 説明員は責任者、担当者を含め 名以内とする。
- 5 実施方法 提案内容を〇〇分程度行い、その後質疑を行います。

担当部署等

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

小城市長

印

プロポーザル審査結果通知書

提案書を提出していただきましたプロポーザル案件について、審査した結果を下記のとおり通知します。

なお、本業務に関心を持ち、提案書の作成等に貴重な時間と努力を費やされたことに対して、感謝を申し上げます。

記

1 業務名

2 結 果 審査の結果、

- ・ 貴社を最優秀提案者として選定します。
- ・ 貴社は、選定されませんでした。

最優秀提案者の名称

3 その他 ※採用されなかった者へは説明を求められる期間及び方法を記載
※その他必要な連絡事項を記載

担当部署等

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

小城市長 印

プロポーザル指名通知書

次の業務の提案者の募集にあたり、貴社を提案者として指名しましたので、通知します。

なお、仕様書等に従い提案書の提出を要請します。

記

- 1 業務名
- 2 内容等

※ その他、実施要領等のとおり必要な事項を記載すること。

○指名された者は、書面（様式は任意）により、辞退を申し出ることができます。

辞退届提出期限 年 月 日

担当部署等

様式第 1 号（第 9 条関係）

様式第 2 号（第 9 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第10条関係）